

令和6年12月2日

対馬市議会議長 初 村 久 藏 様

総務文教常任委員会

委員長 陶 山 荘太郎

委員会調査報告書

会議規則第106条の規定により、委員派遣を要求し承諾されていました本委員会の調査について、その概要を同規則第110条の規定により報告します。

「調査概要」

- | | |
|--------|--|
| 1 期 間 | 令和6年11月5日（火）～7日（木） |
| 2 場 所 | 長崎県長崎市（長崎県危機管理部、土木部）
福岡県北九州市（一般社団法人 北九州未来づくりラボ） |
| 3 調査事項 | (1)長崎県危機管理部
長崎県国民保護計画における住民の避難について
(2)長崎県土木部
特定利用空港・港湾に指定された福江空港の現状について
(3)一般社団法人 北九州未来づくりラボ
空家対策事業全般について |
| 4 出席委員 | 陶山委員長、小宮副委員長、神宮委員、春田委員、
波田委員、上野委員 |
| 5 説明者 | 長崎県議会事務局：濱口次長
危機管理部基地対策・国民保護課：庄司課長、福岡参事 |

土木部港湾課空港班：出口課長補佐、他 1 名
北九州未来づくりラボ：宮地理事長、他 1 名

「調査内容」

【調査先 1】長崎県危機管理部

1 長崎県国民保護計画における住民の避難の概要について

国民保護法による対応は、国の対策本部からの指示で行われる法定受託業務であり、武力攻撃事態と緊急対処事態の 2 種類の事態認定のもとに実施されます。

避難に関する調整の流れは、当該自治体から事案発生状況の県を経由した国への報告により、国、県、当該自治体との間で、要避難地域等の避難に関する調整・確認が行われ、国の事態認定により、避難措置が指示されます。

避難措置の実施については、国から①要避難地域、②避難先、③関係機関が講ずべき措置が県に提示され、県は①から③のほか、④主要な避難経路、⑤交通手段と避難方法などを当該自治体に提示し、当該自治体は、①から⑤を受け、避難実施要領に基づき警報・警戒区域の設定・避難に関する事項の伝達、安否情報の収集・報告、要避難者の把握・救援・誘導などの措置を実施することです。

2 令和 4 年度長崎県国民保護訓練の概要について

国が武装勢力潜伏により、緊急対処事態に認定し、島原市に域外避難を指示したという想定のもと、県（警察含む。）、島原市をはじめ、消防庁、陸・海・空自衛隊、海上保安部及び DMA T、赤十字長崎支部などが参加し、図上と実動訓練が連接して行われました。

図上訓練は、長崎県庁に県対策本部、島原市内各所に現地対策本部と現地調整所を設置し、情報収集、各機関の状況認識の統一及び避難指示の決定などを行うとともに、円滑な避難の遂行に努めました。

実動訓練では、島原市内に一時集合場所及び避難待機所を設け、避難者の把握・安否情報の収集・誘導などを実施し、民間・自衛隊・海上保安部等のバス・船舶・ヘリコプターにより、県内及び福岡県・熊本県へ避難させました。

訓練における今後の検討事項は、自家用車による避難をの統制方法及び避難行動要支援者の輸送に係る国との調整、輸送手段の確保並びに、大型船舶の活用などがあるとのことです。

【調査先 2】長崎県土木部

1 福江空港が特定利用空港・港湾に指定されるまでのプロセスについて

(1) 特定利用空港指定の同意に至った県の対応

枠組みが平時の空港利用のルールづくりであること、自衛隊の訓練などによる空港の利用に大きな変化がないこと、有事の利用を対象とするものでないこと、更には、市の意向を確認したことから、同意することとしたとのことです。

(2) 指定までの経緯について

●令和5年10月2日

国から県に説明があり、県は国に対し、五島市への丁寧な説明を依頼

●令和6年3月7日

国から五島市への説明

●令和6年3月12日

県と五島市の意見交換

●令和6年3月22日

県は、五島市が同意に対する異論のない旨の意向を確認

●令和6年3月26日

県から国に対し、同意する旨を報告

●令和6年4月1日

福江空港が「特定利用空港」に指定

※国管理の長崎空港も、大村市に対して同様のプロセスで指定

2 福江空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

【全文】

1 空港管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。

2 また、自衛隊・海上保安庁と空港管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に利用できるよう努める。

3 上記の着実な実施に向けて、防衛省九州防衛局・海上保安庁第七管区海上保安本部と空港管理者の間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省大阪航空局はこれに協力する。

令和6年4月1日

国土交通省大阪航空局長

海上保安庁第七管区海上保安部長

防衛省九州防衛局長

長崎県知事

3 令和6年度の総合的な防衛体制の強化に資する「公共インフラ整備」について

令和6年度の福江空港に対する総合的な防衛体制の強化に資する「公共インフラ整備」に係る予算額（実施計画公表額）は、2億円（端数は、四捨五入）で、照明施設のLED化や気象観測施設の更新など、既存事業の促進に充てられるということです。

【調査先3】一般社団法人 北九州未来づくりラボ

1 北九州未来づくりラボの概要について

北九州未来づくりラボは令和5年10月に設立し、空き家の早期段階での活用を図るため、不動産・行政書士・社会福祉法人、自治体等が連携し、相談窓口の設置や人材育成、コミュニティー形成の支援等を通じて、空き家と不動産ニーズのマッチング促進等を図ることを目的に活動しており、国土交通省の令和5年度空き家対策モデル事業（ソフト・ハード一体型）に採択されています。

2 主な取組内容

(1) 空き家の発掘と新たな不動産ニーズのマッチング促進

空き家相談窓口の開設により、処分又は安価でも賃貸したい不動産を発掘し、生活困窮者や単身高齢者等の支援など、社会福祉協議会及びN P O 法人を通じ、新たな不動産ニーズとのマッチングを促進している。

(2) 大学生と連携した空き家の活用

八幡西区石坂の空き家改修を建築現場での端材・余材を活用し、久留米工業大学の建築を専攻する学生に実施してもらい、実践フィールドを提供した。また、改修したスペースを地域住民のコミュニティーの場として活用している。

今後は、お困り不動産窓口を併設した「石坂B A S E」として、学生と連携したラボの活動を知つてもらうとともに、地域で住まいに困る人の相談拠点として活用予定である。

(3) 小嶺マーケットの再生と活用

八幡西区にある小嶺団地内の集合マーケット（築50年）は、団地内の世帯構成の変化と高齢化により、商店の撤退が相次ぎ、精肉店1店舗の状態が続いていた。そのマーケットの精肉店以外のスペースを建築現場での端材・余材を活用して改修し、空きスペースにおいて、地域住民が出店した小嶺マーケットを月1回のペースで開催するとともに、2回に1回の頻度でお困り不動産相談会を開催し、空き家情報の収集に努めている。

(4) 専門家招聘によるセミナー・ワークショップの開催

専門知識を持った講師を招聘し、「北九州版 福祉と住宅をつなぐ」や「空き家を活用したコトづくり」をテーマに講演会及びワークショップを開催することにより、参加者の活発な意見交換、全国事例の紹介や空き家ビジネスに関するアドバイスなどにより、空き家人材育成を図っている。

今回の行政視察において、国民保護法における住民の避難については、直接、現地において対応する市の役割が大きいことを認識しました。県も支援するということですが、離島を多く抱える長崎県で広範囲での避難措置が必要となった場合は、支援も困難となってきます。国や県と連携しつつ、市民の安全を図るためにには、訓練をはじめとした平素からの準備が

必要であると考えます。

また、空き家対策については、今後も確実に増える空き家に対し、行政だけで行えることには限界があり、行政と専門知識を持った民間事業者等が協力して、市民に空き家が地域に及ぼす悪影響を周知し、除却・改修などをしていくことが重要であると思います。特に、居住者がいなくなつて間もない空き家、又は、空き家となる前の段階から専門家による利活用に関する相談窓口を設置し、積極的な利活用を促進することは、移住・定住事業、市民の安心安全な生活の確保及び景観の維持向上のために重要であると考えます。

以上で、総務文教常任委員会の調査報告を終わります。

○長崎県庁



○一般社団法人 北九州未来づくりラボ

